平成２１年（フ）第２９６号
福島県いわき市平下神谷字御城106―36ディアパレスＢ２階202号室、住民票上の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町長倉81番地の37
破産者　渡邊　　誠
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９５４号
横浜市神奈川区西大口151番地28　ライオンズマンション妙蓮寺第５Ａ館103号
破産者　新井　建二（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１８３号
京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地
破産者　ＡＯＹＡＧＩ　ＲＯＯＦこと　青柳　彰
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１８号
京都市下京区猪熊通塩小路下る上夷町154番地
破産者　オアシスブライダルこと　橘　　恵美
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８４号
京都市左京区岡崎入江町81番地１　フラッツ岡崎２Ｆ
破産者　南　　明男
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
兵庫県明石市大久保町緑が丘21―14、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目14番17号
破産者　園田　聖二
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
神戸市西区今寺17番地の３カツクレスト205号
破産者　川本　浩昭
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
奈良市あやめ池北３丁目９番10―101号
破産者　榎本　博行
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
山口県防府市大字田島371番地の２、開始決定時の住所山口県防府市大字浜方46番地の29
破産者　三浦　慎司
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
大分市大字田尻637番地の２エスポワールⅢ201
破産者　安田　裕子
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４３号
大分市敷戸台２丁目８番17号
破産者　飛田三千代
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８６０５号
奈良県香芝市上中1248―10　レオパレス関屋106号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市横小路町３丁目３―26　レオパレスサンガ202号
破産者　中條　一忠
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目10番１号
破産者　長崎　　久
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東115番地16
破産者　伊藤　　正
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７９号
仙台市青葉区芋沢字沢田15番地
破産者　加藤　克治
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
宮城県名取市閖上６丁目32番12号
破産者　大友　文枝（旧姓大関）
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４号
茨城県古河市中田1645番地12
破産者　金子　典央
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８４号
茨城県筑西市乙268―２、開始決定時の住所茨城県筑西市成田516番地５
破産者　倉持　　勇
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部